

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

弁護士フェスタ in KANAGAWA 2012
テーマ 法教育を知っていますか
— 共に生きる社会を目指して —
日時 平成24年11月18日(日)午前10時30分から
場所 横浜市開港記念会館



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

会館リニューアル 12月から工事開始

計画案4階

12月着工

昨年12月28日の臨時総会において、当会会館のリニューアルを行う旨の決議がなされた。これを受け、本年4月にリニューアル対策本部を立ち上げ、準備を重ねてきた。いよいよ本年12月から工事を開始できる見通しとなった。

リニューアルの目的等

今回の会館リニューアルの目的は、①狭小で劣悪な事務局の職場環境を改善する②会務の増大に伴い、会議室スペースが不足がちであるところ、これを改善する③老朽化し、いつ壊れてもおかしくない空調設備を全面的に改修する④当会会館に

工期

は、消防法その他の法令との関係で問題であるとの指摘を受ける可能性がある部分があるところ、これを法令の趣旨により適合するように改善することにある。

工期は12月から来年8月ごろまでを予定している。通常の業務を行いながらの工事であり、最初に1階、2階を工事し(ステップ1)、次に3階、4階(ステップ2)、最後に5階と地下の工事を(ステップ3)。より具体的には、次のとおり。

1階、2階の改修工事を行う(ステップ1)。1階、2階の改修工事が完了するのは、来年3月初旬ごろを予定している。

次に、3月中旬ごろから4月初旬ごろにかけて、新しくなった1階、2階に事務局機能の一部を移し、3階、4階を空ける。4月中旬ごろから6月初旬にかけて3階、4階の改修工事を行う(ステップ2)。

最後に、6月中旬ごろから7月初旬ごろにかけて、ステップ2で新しくなったエリアに、理事者室や事務局機能の一部を移し、7月中旬ごろから遅くとも8月ごろまで、5階と地下の工事を(ステップ3)、完成となる。

予算

総工費は、法律相談センターの外部移設費用その他を含めて約3億4000万円である。すでに建設会社との工事請負契約、設計を担当した会社との監理契約、後述する臨時会議室等のための賃貸借契約締結に至っている。現在のところ、なんと予算内で収まる見通しである。

工事中の会議室

工事期間中は、会館内のほとんどの会議室が利用できないため、会館から至近のアトムビル(かなパブが入っているビル)4階を賃借した。常議員会、綱紀、懲戒委員

行部が真新しい理事者室に入ることはない(と思う)。

会等、一部の会議を除き、委員会等はこちらで開催していたことになる。それでも会議室不足が予想されるため、例えば、大規模な研修会などは近隣の施設を借りて行われることになると思われる。また、少人数での部会などについては、会員の法律事務所での開催をお願いすることもある。

工事中の法律相談

リニューアルに伴い、現在、会館で行っている法律相談のうち、総合相談、離婚相談、相続相談、多重債務相談は、横浜駅周辺に新設予定の新法律相談所で行うこととなる。新法律相談所は、来年4月のオープンを目指し、現在準備中である。それ以外の相談は、リニューアル後も会館に残ることになるが、外部に移転する法律相談も会館に残る法律相談も、本年12月から来年3月ごろまでは会館内で行うことができない。そこで、アトムビル3階に、現在の会館1階と同様、7ブースの仮法律相談室を設置することになった。本年12月から来年3月ごろまでの間は、こちらで法律相談を行っていたこととなる予定である。

工事期間中の打ち合わせ等

依頼者等との打ち合わせ等のために会館を利用される方もおられると思うが、少なくともステップ1終了まで(本年12月から来年3月ごろまで)は、これを行うことは難しくなる。

ご協力を

また、特に関係以外に事務所がある会員の中には、会館内において起案をするということもあると思われるが、少なくともステップ2終了まで(来年6月ごろまで)は、これもできないので、ご迷惑をお掛けするがご了解していただきたい。

紙面の都合上、すべてのご説明は、8月以来、会館リニューアルニュースをお送りしているのと、詳しくはこちらをご覧ください。

いずれにしても、工事期間中、大変なご迷惑をお掛けするが、当会が新たなステージへ進む上で、みなさまのご理解、ご協力をお願いしたい。

計画案3階

計画案1階

※上部図面は計画案の一部です

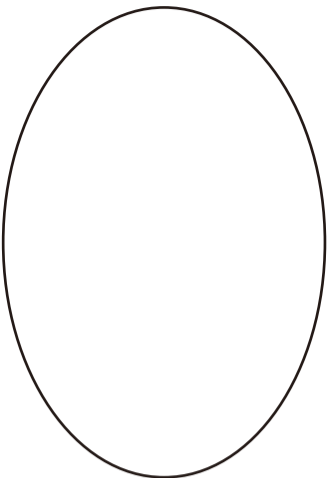
山ゆり

数年前に出版された「横浜今昔散歩」という本を見返す機会が多い。開港150周年を記念して出版された本であり、横浜周辺の古写真や古地図と現代の写真が並んで掲載されている。▼関内地区は当時の居留地の中心であったこともあり、比較的多くの写真等が掲載されている。私の職場の前には、かつては「サムライ商会」という古美術店があったようだ。また、現在の横浜スタジアムがかつてクリケット場であり、さらに昔は遊廓であったことには驚かされた▼当時の人達もまさかこのような形で後世の人間の目に晒されるとは思ってもみなかったであろうが、古写真等からは、一様に、清々しい緊張感や熱気を感じる▼翻って考えてみると、現在の自分達の姿や町の様子は、一世紀後にどのような想いともに見られるのであろうか。後世からの批判を懼れるわけではないが、願わくは、震災をはじめとする苦境を乗り越え、旧き良き日本の風習を更に豊かにして引き継いでいってほしい。眺めてもらうことができれば幸甚だ▼目の前の仕事に忙殺される日々の中で、ふと手を止めて古写真等を眺める一瞬がとても贅沢な時間であり、また私に良い緊張感を思い出させてくれる。

(早川 和孝)

先輩弁護士に聞く

先輩弁護士から経験談や若手へのメッセージなどをお聴きする新コーナー。第1回は、先ごろ著書「弁護士道の実践―法の支配による平和・人の幸せを求めて―」を出版され、「法律の大衆化」や専門性を身につけることの必要性を説く鈴木繁次会員（18期）からお話を伺った。



・先生は、4年間裁判官をされた後、弁護士登録されましたが、それはどのような動機からでしたか。

裁判官は、あくまで弁護士が整理した材料を基に、限られた時間の中で事件を処理するのが仕事です。弁護士の方が、生の事件に接することができ

き、もう少し人間くさい仕事ができると思います。また、裁判官になってみて、判例というのは、むしろ弁護士の努力の結果で作られるものだという気がしたことも理由のひとつです。

・新人弁護士として、特に力を入れておられたご活動がありましたか。

わたしは、市民が、困ったことがあったらまず弁護士に相談していく、と

いう環境を作りたいと思っていました。そのために力を注いだ仕事に、横浜市の無料法律相談の担当業務があります。予約制ではなかったために、すぐに順番待ちとなり、相談者も多かったことから短時間に効率よく説明をする良い訓練となりました。

・市民に対する法律相談において、私達が心掛けるべきことはなんですか。

法律相談は、市民が弁護士と接する初めての機会ですから、最初に担当した弁護士の対応で弁護士全体、法曹界全体が判

断されることになりかねません。ですから、相談のひとつひとつによく考えて丁寧に応じなければならぬと考えています。

・先生は、ご著書の中で、弁護士が専門性を身につけることが大事だと指摘されています。そう考えています。当

会の弁護士は、民事一般の事件を手広く手がけているのが普通でしょう。ただ、私としては、弁護士は専門分野をもち、その分野においては、誰にも負けないという自信をもって自己研鑽をしていく必要があると考えています。

・若手がすぐに専門分野を公言することは難しいかもしれません。民事でも刑事でも、で

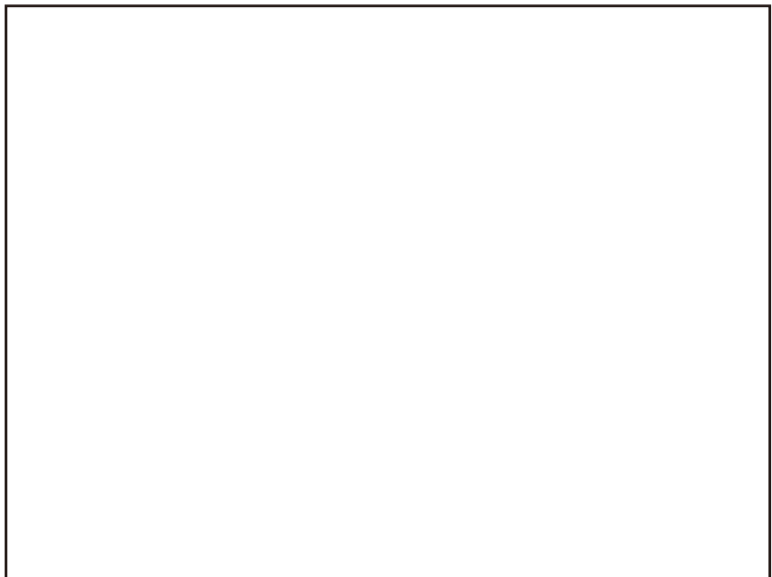
きるだけ多くの事件処理を経験することが大事です。多くの事件を手がける中で、依頼が多いものなどから選択し、特定の分野を専門としていると言えようになれば、一人前であると考えています。

・特に若手会員に向けて、メッセージを頂けて、メッセージを頂けますか。

若手の方は頑張っておられますが、大規模単位会として、もうひとつ発信力が欲しい。たとえば、専門分野についての出版・シンポジウムの開催等により、横浜にもいろいろな法律分野の専門家がいるということをアピールしていく必要があると思います。

聞き手 波田野 馨子
工藤 晃

開催 原発損害賠償説明会



8月4日、本部・相模原・県西の3会場にて、福島原発事故の被害者に対する9回目の「原発損害賠償説明会及び個別相談会」が開催された。

昨年9月から始まった同説明会には、当初開催日ごとに200名近い参加者があったが、今年に入ってから3会場合計で40〜50名の参加者数で推移している。当初からの参加者数は延べ785名にのぼる。事故から1年以上経過しているにもかかわらず、今回の参加者の中には損害賠償関係の説明会に出席するのは初めてという方もかなり

おられ、弁護士会で説明会を開催する必要はまだあると考えられる。

7月末に東京電力から不動産に関する損害賠償の基準が示されたため、今回は同基準及び問題点の説明を中心に、東京電力に対する損害賠償に関し小賀坂徹会員から熱心な説明がなされた（写真）。東京電力の示している基準が果たして妥当なのかどうかについては、一般市民が簡単に評価できるものではない。判例における損害賠償の考え方、今回の事故の特殊性を踏まえ、法律家が評価を加えてわかりやす

く説明し、被害者を選択肢を提示していく必要がある。

事故調査委員会が「人災」と判断した今回の事故により、生活基盤をすべて奪われるという過酷な体験をされた参加者の方々は黙々と説明を受けられていた。昨年3月11日以後に感じた原発事故に対する恐怖、そして現在もあの事故の被害を一方的に背負わされた方々がいることを、日常生活の中で忘れていた自分に気づかされる。

（会員）高橋 瑞穂

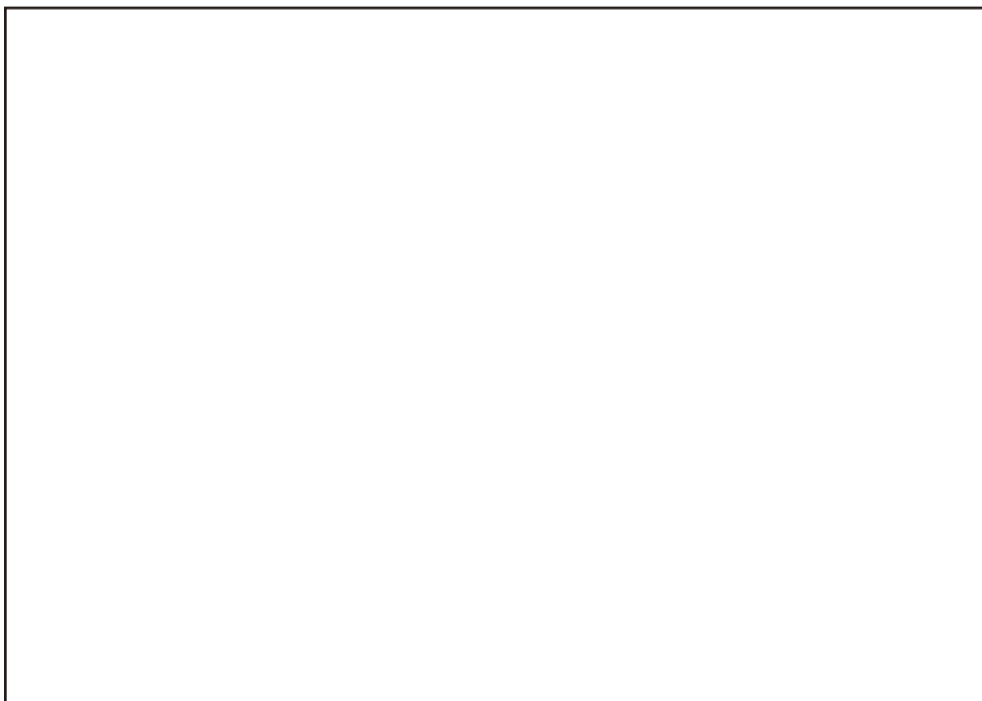
抽選で選ばれた中高生 「勉強になった、来年も来たい」

サマースクール 2012

8月1日、当会、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁の三庁共催で、サマースクール2012が開催された。年々応募者が増加しており、6回目の開催となる本年は、応募者149名のうち抽選で選ばれた72名の中学、高校の各生徒が参加して行われた。

午前、法曹三者の職場見学として、法律事務所では弁護士業務についての説明を受け、裁判所では法廷、裁判員質問手続室等を見学し、検察庁では取調室、証拠品保管庫等を見学し、生徒にとって貴重な経験になったようである。

午後に行われた模擬裁判では、生徒が裁判官、検察官、弁護士、傍聴人役に分かれ、各役を演じた。裁判所の本物の法廷を使用したこともあり、その表情は真剣そのものであった。通行人から現金を奪った際に怪我を負わせたという強盗致傷罪に問われた被告人が犯人性を争う内容であった。判事補も参加した評議では、客観証拠との整合性も考えた供述の信用性の意見が出る等、活発かつ充実した議論がなされた。生徒からは「反対意見の理由も聞くと、納得できたこともあり、勉強になった。来年も是非来たい。」等の感想が寄せられた。



中学・高校教師、大学教授、当会以外の弁護士、法科大学院生が見学を訪れ、当日の様子が新聞各紙で記事になり、ケーブルテレビで放送される等、法教育に対する社会の関心は高まっている。法教育委員会としては、今後も、更なる法教育の発展に寄与していきたいと考えている。

（法教育委員会委員）細貝 嘉満

最新の判例や学説の研究結果

関東十県会の夏期研修会

8月25日、本年度の関東十県会の夏期研修会が新潟県弁護士会の担当

で、信濃川に架かる萬代橋近くのホテルオークラ新潟にて開催された。同

会が前回担当した9年前に引き続き「保証の実務」をテーマに、この間の民法改正を踏ま

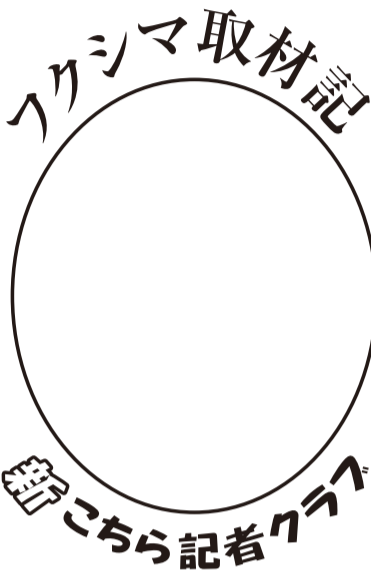
え、最新の判例や学説の動向を取り入れた研究結果が発表された。

当日は当会からの30名弱を含めて300名以上が参加した。研修会では加藤新太郎東京高裁部総括判事や吉田克己早稲田大学法務研究科教授の講演を拝聴した後、豪華景品がある保証に関するクイズで大いに頭を悩ませ、懇親会では、古町芸妓の踊りや新潟の美酒を堪能した。東京高裁管内の東京三会を除いた十の弁護士会が順番で担当している歴史のあ

る夏期研修会であるが、来年からは、当会の意見を盛り込んで、準備委員会を立ち上げたところである。この号が発行される時点では、まだテーマは確定しておらず、委員も追加選任しなければならぬ苦である。執筆を担当していただく貴重な学究肌の会員はもちろん、イベント好きの会員、その他多くの会員に参加してもらって充実したものとし、十県会世話人会としての当会の底力を他会に示したいと考えている。(副会長 梶持 京助)

「命があるだけで感謝して、今は何もかもがうらやましく、東京電力第一原子力発電所事故から1年が過ぎた今年3月、福島県内で避難生活を続ける70代の主婦はため息を漏らした。昨夏、避難所から冷暖房付きの仮設住宅に移った際は「天国に来たみたい」。ただ、毎年の楽しみだった山菜の収穫期を迎え、放射性物質に汚染された古里の現実に直面した。土いじりも手に付かず、晴れた日も部屋にこもるようになっていった。

原発事故後、政府の被災者支援は迷走を続けた。損害賠償を巡る昨年8月の中間指針



は「時間がたつと精神的苦痛が軽減する」という、交通事故と同じ考え方を採用。被災

裁判外での早期解決を目指す「原子力損害賠償紛争解決センター」の運用も課題が

者の強い反発により最終案で撤回するなど、被災地との温度差が浮き彫りとなった。

残る。昨年9月の設立以降、「潜在的な案件は10万件以上ある」(同センター)とされる中、申し立ては今年8月時点でわずか約3600件。和解成立は仮払いを含めても約560件にとどまる。和解交渉を担う仲介委員の人員不足、東京と福島にしかない拠点事務所増設など、超えるべきハードルは多い。昨夏から約1年間、横浜と福島を1か月おきに滞在する被災地取材に携わってきた。片道300キロ離れた職場を歩き来する生活に戸惑うこともあったが、未曾有の災害と原発事故の現場取材で来たことは新聞記者として得難い経験となった。(日本経済新聞社 森田 淳嗣)

常議員会 のいま

素晴らしい議論

会員 東 玲子 (51期)

子どもの頃、多数決は賛成するときに挙手するものではなく、「みんなと一緒に」に挙手をするものでした。少数者になることが少しかわかった。いいえ、すごくかわかった。さびりあって、全会一致で決まる学級会。こんなお粗末な育ちの私にとって、常議員会で交わされる議論は高度で美しいものです。少数意見を拾い上げて尊重するという基本技だ

けでなく、議事進行をそつとアシストするベテランの技、無邪気を装いつつ鋭い指摘を繰り出す若手の技など、それは見事です。さて、8月の常議員会は、いわゆるマネーロンダリング防止法(犯罪収益移転防止法)の改正に伴う日弁連の身元確認等規定改正案に対する意見照会の件が議案として上程されていました。日弁連で議論した結果を、当会の業務改革委員会が十分に検証した結果のものというところもあって、なんとなく賛成の雰囲気が出されていたところ、会長経験もある委員から「これは弁護士自治の問題である」と一

喝! 会議室に張り詰める緊張感。弁護士自治が損なわれる契機となりかねない問題であるという意識を持たずに議論の場を創り上げていきたくは、常議員辞任まで考えてしまったのは、おそらく私だけではないでしょう。そこへ「ぼんぼん」としては、どこかの球団みたいになるよ。」とフォロワーがあり、愛すべきあの球団に例えられて、雰囲気ふわっと緩み、それから活発な議論が展開されたのでした。弁護士自治を担う常議員会の職責の重さを肝に銘じつつ、常議員会の議論は素晴らしいと感じた日でした。

理事者室

だより

130年の歴史

副会長 金谷 達成



当会のホームページに「歴代正副会長一覧」というものがある。私はときどき、これを眺める。会館リニューアルのために地下室などにある記録を整理しているが、先日、多くの「古文書」が発見された。やらなければならぬ仕事はたくさんあるが、つい時間を忘れて

いて見入ってしまった。やはり130年の歴史は重い。当期執行部は今、会館だけではない弁護士会自体をリニューアルしようとしている。しかし、それは当会の歴史を否定するものではない。逆である。歴史を大切に思えばこそ、先人が築き上げてくれた強固なものを基礎として、新しい弁護士会を創り上げていきたいと

思う。来る臨時総会においては、当会が新たなステージに進むためのさまざまな改革についてお諮りする。900万人の国民のために弁護士は何ができるのか、そのために弁護士会は何をしなければならぬのか等、思案に思案を重ねた結果のご提案である。いろいろなご意見があると思うが、是非ともご理解をいただきたい。12月4日の夜は、130年の歴史を噛みしめ、かながわの未来に思いを巡らせるような時間としたい。会員の皆様が同じような気持ちで時を過ごしてくれれば、とても幸せである。

行政法研究会

新司法試験で行政法が必修

現在、我が国では、「法律」というものが、数千あると言われているが、そのうち少なくとも半分は「行政法」という分野に属している。...

当研究会には、行政庁の代理人をしている会員もいるし、行政庁を相手方とする事件を担当している会員もおり、各会員の立場によってそれぞれの見解はあるとして、...

研究会の創設当初は、代表幹事を務めていた佐久間重吉会員(元横浜地裁行政部裁判長)が国税事件にも造詣が深かったため、税務訴訟等をテーマとして、在野の法

マとした研究をしていた。近年は、住民訴訟や学校関係、福祉関係等をテーマとすることが増えてきた。...

弁護士ワールドカップ

次回大会での更なる飛躍を!

MUNDI AVOCAT

5月31日から6月11日まで、クロアチアのロヴィニにて弁護士ワールドカップ(正式名称はMUNDI AVOCAT)が開催された。

とはいっても、各国の弁護士会単位での参加であり、日本からは東京、京都、大阪そして横浜・福岡の合同チームの4チームの参加となった。

その高い技術と組織立った両チームの攻防は見るものを唸らせ、非常に見ごたえのある試合であった(優勝はブラジル)。

試合の間には、パレードやダンスパーティーが行われ、ウェネツィア観光にも行くなど、サッカー以外のイベントも充実しており、仕事を忘れ、非常に充実した日々を過ごすことができた。

編集後記

秋は弁護士業界においては色々行事の多い時期です。会員によっては地方(海外?)出張が増えている人もいるかもしれません。...

新人弁護士奮闘記

平成21年12月に弁護士登録をしてから2年8か月が過ぎました。「あっという間だったなあ」というのが正直な感想です。

初心忘るべからず

新62期 会員 河野 雄太

平成21年12月に弁護士登録をしてから2年8か月が過ぎました。「あっという間だったなあ」というのが正直な感想です。

慢心している自分に気付かれました。ボスや相手方の先生を見て「なるほど、弁護士はこういう発言や行動をするものなのか」と思い、見よう見まねで自分もそれっぽい言動を取ろうとするよう

「破産しかないと思いきや」と簡単に言ってしまう。そのとき私は、変に事に慣れてきてしまっているなあと思いました。

4年目が近づいてきた今、この言葉を戒めとして、これからも奮闘していきたいと思えます。

「初心忘るべからず」という言葉には色々深い意味があるそうですが、「出来る気になつて慢心している」と、決して自分を高めることはできないぞ」という意味が含まれていると理解しています。

近年日本人選手の海外での活躍が目覚ましいが、弁護士会のサッカーにおいては、まだまだ世界との差は大きいところである。練習を重ね、次回大会では更なる飛躍を目指して頑張りたい。

ズスク 澤田 久代
記者 高橋 健二
工藤 昇
波田野馨子
中島 慶子
田淵 大輔
早川 和孝
岡部 健一

日本弁護士国民年金基金
老後までトク!
老後からラク!
今と未来に確かなメリット
日本弁護士国民年金基金
03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp